

## 新 旧 対 照 表

新（改正後）	旧（改正前）																														
<p style="text-align: center;">千葉県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画一の別に定める「くろまぐろ」について (第6管理期間（令和2年4月から令和3年3月まで）)</p> <p>一 【省 略】</p> <p>二 くろまぐろの漁獲可能量について千葉県の知事管理量に関する事項 【省 略】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）</td> <td style="width: 15%; text-align: center;"><u>103.6 トン</u></td> <td style="width: 52%;">うち 0.4 トンを留保する。</td> </tr> <tr> <td>くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）</td> <td style="text-align: center;"><u>81.7 トン</u></td> <td>うち <u>1.0 トン</u>を留保する。</td> </tr> </table> <p>【省 略】</p> <p>三 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項</p> <p>1 採捕の種類別の割当量は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">採捕の種類</th> <th style="width: 33%;">小型魚</th> <th style="width: 34%;">大型魚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本県の漁船漁業等の割当量</td> <td style="text-align: center;"><u>80.4 トン</u></td> <td style="text-align: center;"><u>74.3 トン</u></td> </tr> <tr> <td>本県の定置漁業の割当量</td> <td style="text-align: center;"><u>22.8 トン</u></td> <td style="text-align: center;"><u>6.4 トン</u></td> </tr> </tbody> </table>	くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	<u>103.6 トン</u>	うち 0.4 トンを留保する。	くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	<u>81.7 トン</u>	うち <u>1.0 トン</u> を留保する。	採捕の種類	小型魚	大型魚	本県の漁船漁業等の割当量	<u>80.4 トン</u>	<u>74.3 トン</u>	本県の定置漁業の割当量	<u>22.8 トン</u>	<u>6.4 トン</u>	<p style="text-align: center;">千葉県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画一の別に定める「くろまぐろ」について (第6管理期間（令和2年4月から令和3年3月まで）)</p> <p>一 【省 略】</p> <p>二 くろまぐろの漁獲可能量について千葉県の知事管理量に関する事項 【省 略】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）</td> <td style="width: 15%; text-align: center;"><u>99.3 トン</u></td> <td style="width: 52%;">うち 0.4 トンを留保する。</td> </tr> <tr> <td>くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）</td> <td style="text-align: center;"><u>58.1 トン</u></td> <td>うち <u>2.3 トン</u>を留保する。</td> </tr> </table> <p>【省 略】</p> <p>三 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項</p> <p>1 採捕の種類別の割当量は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">採捕の種類</th> <th style="width: 33%;">小型魚</th> <th style="width: 34%;">大型魚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本県の漁船漁業等の割当量</td> <td style="text-align: center;"><u>77.1 トン</u></td> <td style="text-align: center;"><u>51.4 トン</u></td> </tr> <tr> <td>本県の定置漁業の割当量</td> <td style="text-align: center;"><u>21.8 トン</u></td> <td style="text-align: center;"><u>4.4 トン</u></td> </tr> </tbody> </table>	くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	<u>99.3 トン</u>	うち 0.4 トンを留保する。	くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	<u>58.1 トン</u>	うち <u>2.3 トン</u> を留保する。	採捕の種類	小型魚	大型魚	本県の漁船漁業等の割当量	<u>77.1 トン</u>	<u>51.4 トン</u>	本県の定置漁業の割当量	<u>21.8 トン</u>	<u>4.4 トン</u>
くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	<u>103.6 トン</u>	うち 0.4 トンを留保する。																													
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	<u>81.7 トン</u>	うち <u>1.0 トン</u> を留保する。																													
採捕の種類	小型魚	大型魚																													
本県の漁船漁業等の割当量	<u>80.4 トン</u>	<u>74.3 トン</u>																													
本県の定置漁業の割当量	<u>22.8 トン</u>	<u>6.4 トン</u>																													
くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	<u>99.3 トン</u>	うち 0.4 トンを留保する。																													
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	<u>58.1 トン</u>	うち <u>2.3 トン</u> を留保する。																													
採捕の種類	小型魚	大型魚																													
本県の漁船漁業等の割当量	<u>77.1 トン</u>	<u>51.4 トン</u>																													
本県の定置漁業の割当量	<u>21.8 トン</u>	<u>4.4 トン</u>																													

2 漁船漁業等の海域別の割当量は次のとおりとする。

海 域	小型魚	大型魚
銚子・九十九里地区の地先水面 (銚子市～大網白里市)	<u>21.6 トン</u>	<u>74.3 トン</u>
夷隅地区の地先水面 (白子町～勝浦市)	<u>39.1 トン</u>	
安房地区の地先水面 (鴨川市～富津市)	<u>19.7 トン</u>	
合 計	<u>80.4 トン</u>	<u>74.3 トン</u>

なお、定置漁業は県内を1つの海域として管理するものとする。

3 期間別の割当量は次のとおりとする。

(1) 採捕の種類別及び期間別の割当量は次のとおりとする。

採捕の種類及び期間	小型魚	大型魚
漁船漁業等の割当量	<u>80.4 トン</u>	<u>74.3 トン</u>
うち		
令和2年4月から6月まで	0.1 トン	0.4 トン
7月から9月まで	0.1 トン	0.9 トン
10月から12月まで	22.9 トン	9.4 トン
令和3年1月から3月まで	<u>57.3 トン</u>	<u>63.6 トン</u>
定置漁業の割当量	<u>22.8 トン</u>	<u>6.4 トン</u>
うち		
令和2年4月から6月まで	2.9 トン	0.1 トン
7月から9月まで	0.2 トン	0.1 トン
10月から12月まで	3.2 トン	0.5 トン
令和3年1月から3月まで	<u>16.5 トン</u>	<u>5.7 トン</u>

2 漁船漁業等の海域別の割当量は次のとおりとする。

海 域	小型魚	大型魚
銚子・九十九里地区の地先水面 (銚子市～大網白里市)	<u>20.7 トン</u>	<u>51.4 トン</u>
夷隅地区の地先水面 (白子町～勝浦市)	<u>37.5 トン</u>	
安房地区の地先水面 (鴨川市～富津市)	<u>18.9 トン</u>	
合 計	<u>77.1 トン</u>	<u>51.4 トン</u>

なお、定置漁業は県内を1つの海域として管理するものとする。

3 期間別の割当量は次のとおりとする。

(1) 採捕の種類別及び期間別の割当量は次のとおりとする。

採捕の種類及び期間	小型魚	大型魚
漁船漁業等の割当量	<u>77.1 トン</u>	<u>51.4 トン</u>
うち		
令和2年4月から6月まで	0.1 トン	0.4 トン
7月から9月まで	0.1 トン	0.9 トン
10月から12月まで	22.9 トン	9.4 トン
令和3年1月から3月まで	<u>54.0 トン</u>	<u>40.7 トン</u>
定置漁業の割当量	<u>21.8 トン</u>	<u>4.4 トン</u>
うち		
令和2年4月から6月まで	2.9 トン	0.1 トン
7月から9月まで	0.2 トン	0.1 トン
10月から12月まで	3.2 トン	0.5 トン
令和3年1月から3月まで	<u>15.5 トン</u>	<u>3.7 トン</u>

(2) 漁船漁業等の海域別及び期間別の割当量は次のとおりとする。

採捕の種類、海域及び期間	小型魚
銚子・九十九里地区の地先水面の漁船漁業等の割当量	<u>21.6 トン</u>
うち	
令和2年4月から6月まで	0.0 トン
7月から9月まで	0.0 トン
10月から12月まで	10.5 トン
令和3年1月から3月まで	<u>11.1 トン</u>
夷隅地区の地先水面の漁船漁業等の割当量	<u>39.1 トン</u>
うち	
令和2年4月から6月まで	0.0 トン
7月から9月まで	0.1 トン
10月から12月まで	11.2 トン
令和3年1月から3月まで	<u>27.8 トン</u>
安房地区の地先水面の漁船漁業等の割当量	<u>19.7 トン</u>
うち	
令和2年4月から6月まで	0.1 トン
7月から9月まで	0.0 トン
10月から12月まで	1.2 トン
令和3年1月から3月まで	<u>18.4 トン</u>

【以下、省略】

(2) 漁船漁業等の海域別及び期間別の割当量は次のとおりとする。

採捕の種類、海域及び期間	小型魚
銚子・九十九里地区の地先水面の漁船漁業等の割当量	<u>20.7 トン</u>
うち	
令和2年4月から6月まで	0.0 トン
7月から9月まで	0.0 トン
10月から12月まで	10.5 トン
令和3年1月から3月まで	<u>10.2 トン</u>
夷隅地区の地先水面の漁船漁業等の割当量	<u>37.5 トン</u>
うち	
令和2年4月から6月まで	0.0 トン
7月から9月まで	0.1 トン
10月から12月まで	11.2 トン
令和3年1月から3月まで	<u>26.2 トン</u>
安房地区の地先水面の漁船漁業等の割当量	<u>18.9 トン</u>
うち	
令和2年4月から6月まで	0.1 トン
7月から9月まで	0.0 トン
10月から12月まで	1.2 トン
令和3年1月から3月まで	<u>17.6 トン</u>

【以下、省略】